

7月9日から 外国人の登録制度が 変わります



平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、外国人も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、住民票が作成されるようになります。

その準備のために、市では平成24年5月7日を基準日として仮の住民票を作成し、当てはまる人に送付します。

仮の住民票が届いたら、必ず内容を確認してください。世帯主・住所・氏名・続柄などが事実と異なる場合には、施行日(平成24年7月9日)前までに市民課へ連絡してください。

住民票を作成する外国人の対象者

- 観光などの短期滞在者を除く、適法に3カ月を超えて在留する外国人で、日本国内に住所を有する人
- 中长期在留者(在留カード交付対象者)
- 特別永住者
- 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞者在者

住民票は、外国人登録の内容を基に作成されます。在留資格、在留期間、住所など記載事項の変更を届け出ていると住民票が作成されない場合がありますので、正

確な外国人登録をお願いします。

在留カード・特別永住者証明書が交付されます

これまでの「外国人登録証明書」に替わり「在留カード」(中长期在留者)、「特別永住者証明書」(特別永住者)が交付されます。

在留カード・特別永住者証明書には「有効期間」があります。有効期間は表①の通りです。

現在、中长期在留者・特別永住者が持っている「外国人登録証明書」は、新しい制度の導入後も、一定期間は在留カード・特別永住者証明書とみなされますので、すぐに替える必要はありません。

外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間は表②の通りです。

市区町村での手続き

市区町村をまたいで居住地を変更したときは、旧住所の市区町村に転出届を提出して転出証明書の交付を受けた後、新住所の市区町村で転入届を提出する必要があります。新住所に移転した日から14日以内に、居住地を届け出てください。また、国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合でも、転出届の提出が必要となります。提出の際は必ず在留カードまたは特別永住者証明書を持ってきた

てください。

地方入国管理官署での手続き

地方入国管理官署で、次の届け出・申請をするときには、旅券・写真(3センチメートル×4センチメートルを1枚)・在留カードを用意してください。

○氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

○在留カードの有効期間更新申請

○在留カードの再交付申請

特別永住者は、市区町村の窓口で行います。旅券(発給を受けていない人は不要)・写真(3センチメートル×4センチメートルを1枚)・特別永住者証明書を用意してください。

※くわしくは市民課☎20-11525)へ。

①在留カード・特別永住者証明書の有効期間

在留資格	年齢区分	有効期間
永住者	16歳以上の人	交付の日から7年間
	16歳未満の人	16歳の誕生日まで
永住者以外	16歳以上の人	在留期間の満了日まで
	16歳未満の人	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特別永住者	16歳以上の人	特別永住者証明書の交付を伴う申請・届け出後、7回目の誕生日まで
	16歳未満の人	16歳の誕生日まで

②外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間

在留資格	年齢区分	有効期間
永住者	16歳以上の人	平成27年7月8日まで
	16歳未満の人	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動	16歳以上の人	在留期間の満了日または平成27年7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満の人	在留期間の満了日、平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の在留資格	16歳以上の人	在留期間の満了日まで
	16歳未満の人	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特別永住者	16歳以上の人	次回確認基準日まで。確認日が平成27年7月8日までに到来する人は平成27年7月8日まで
	16歳未満の人	16歳の誕生日まで